

りそな企業年金研究所

りそな年金 F A X 情報



《確定給付企業年金・適格退職年金・団体年金関連》

平成23年3月17日

「東北地方太平洋沖地震に伴う対応」について

今回の東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。さて、平成23年3月16日付で、東北地方太平洋沖地震により被災された方が受給権者等となっている厚生年金基金向けに事務処理の特例に関する通知が発出されております（3ページ目の「ご参考」以降をご参照ください）が、確定給付企業年金の委託者さまに対して、当面の事務運営にかかる留意事項ならびに当社のお客さまご支援体制の概要につきまして、ご案内いたします。

1. 当社のお客さまご支援体制について

当社では今回の事態を受け、お客さまの業務運営の一助となるよう、様々なご支援を検討しています。当面のご支援内容についてご案内いたします。

（1）年金を受給中の方で、被災の可能性がある地域にお住まいの方への対応について

該当地域（宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県、群馬県、栃木県、茨城県、長野県、新潟県）に住所を有する受給中者の方の基本属性一覧表を作成中です。

該当の受給者の方がおられる委託者さまに対しては、一覧表を完成次第ご提供させていただきますので、対象人数の確認、対象の方へのご連絡参考資料としてご利用ください。

（2）年金を受給中の方で、受取口座が「規制金融機関※」となっております方、および「郵便為替による現金受取」を指定されている方への対応について

現在、規制金融機関への送金が不可能な状況であるため、4月以降お支払する年金を受給者の方へお届けできない可能性があります。また、「郵便為替による現金受取」につきましても、現在の郵便事情では、届かない可能性があると考えられます。

該当の方につきましては、当社より個別に委託者さまへご連絡のうえ、対応をご相談させていただきます。

（※3月16日時点で10金融機関が指定されております。）

(3) 年金・一時金支払の実施および中止についての弾力的運営について

年金・一時金支払についての当社宛の指図方法につきましては、今般の事情に鑑み、弾力的な運営をしております。ご相談事項発生の際は、下記照会先あるいは当社営業担当者にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

(4) フリーダイヤルの設置について

被災された受給者さまからのご照会等に備え、当社に専用のフリーダイヤルを設置しています。

【フリーダイヤルの電話番号】

・確定給付企業年金・適格退職年金・団体年金 その他

： 0120-528-266(受付時間 平日9:00～17:00(土・日・祝日等を除く))

・確定拠出年金

： 0120-401-987(受付時間 平日9:00～19:00(祝日を除く)、土日9:00～17:00(祝日を除く))

(フリーダイヤルの設置につきまして、当社ホームページでご案内しています。)

2. その他

- ・今回添付しております資料（「東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」）は厚生年金基金を対象としたものですが、確定給付企業年金に関しても同種の特例措置の必要性等を検討するよう、信託協会を通じて厚生労働省へ要望していく方針です。
- ・また、当面の年金・一時金の給付業務に関して、受取口座への送金不能、郵便為替の受取不能等、混乱が発生することも考えられます。このような事態も想定し、厚生年金本体の対応との調整等を含め、具体的な対応について信託協会を通じて照会・要望していく方針です。
- ・3月14日以降の運用環境の激変を踏まえますと、今後の企業年金制度の維持や安定的な運営に資するよう、基金の財政基準の緩和等の措置も望まれるところであり、あわせて信託協会を通じて要望を実施していく方針です。

<ご照会先>

| | | |
|--------------------|-----------------|--------------|
| (確定給付企業年金のお客さま) | りそな銀行 年金信託部管理GR | 06-6268-1856 |
| (適格退職年金・団体年金のお客さま) | 同 上 | 06-6268-1817 |

以上

【ご参考】

厚生年金基金の事務処理の特例に関する通知について

厚生年金基金関連の主な内容は以下のとおりです。

1. 年金給付関係について

(1) 現況届について

被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいう。)に住所を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長すること。

なお、被災地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しが行われ、具体的な取扱いについては別途連絡があること。

(2) 支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは速やかに再交付すること。

2. 掛金等の取扱いについて

(1) 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は厚生年金基金の公示により定められることとなるが、具体的な取扱いについては別途連絡があること。

(2) 掛金等の納付猶予について

被災した厚生年金基金の設立事業所等については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、具体的な取扱いについては別途連絡があること。

(3) その他

掛金等の納付猶予を行う場合には、口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとすること。

当該通知の全文を次ページ以降に添付していますので、ご参照ください。

今回の通知は平成20年の岩手・宮城内陸地震に際して出状された通知(平成20年6月16日年企発第0616001号)とほぼ同一の内容ですが、「2.(1)掛金等の納期限の延長について」は、平成20年当時の通知にはない内容として、追加されています。これは、厚生労働省年金局事業管理課が日本年金機構及び地方厚生(支)局に対して3月13日付で「厚生年金保険料(健康保険・こども手当拠出金・船員保険含む)の納付期限の延長及び猶予を行う」旨の通知を出状していることに対応するものです。

年企発0316第1号
平成23年3月16日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
（公印省略）

東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の
事務処理に関する指導等について

東北地方太平洋沖地震に係る被災被保険者を加入員等とする厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）及び国民年金基金（以下「国年基金」という。）の事務処理に関しては、次の事項に留意し、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

第1 厚年基金関係

(1) 年金給付関係について

① 現況届について

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいう。①において同じ。）に住所を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長するよう指導されたいこと。

なお、被災地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは、速やかに再交付するよう指導されたいこと。

(2) 掛金等の取扱いについて

① 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は厚年基金の公示により定めることとなるが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 掛金等の納付猶予について

被災した厚年基金の設立事業所等（以下「被災事業所」という。）については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き掛金の納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

③ その他

掛金等の納付猶予を行う場合には、口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。

第2 国年基金関係

(1) 掛金等の取扱いについて

① 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は国年基金の公示により定めることとなるが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 掛金等の納付猶予について

被災した加入員については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き掛金の納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

(2) 再加入員の取扱いについて

① 被災した加入員であった者であって、災害に伴う国民年金保険料の免除等を受けた者が、国民年金保険料の免除等が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行った場合については、国年基金の掛金等は従前の額として取り扱うことができるよう所要の措置を講ずるよう指導されたいこと。

② ①により再加入の申出があった場合は国民年金保険料免除申請承認通知書等により、国民年金保険料の免除等の対象者であることを確認するよう指導されたいこと。

第3 その他

(1) 周知について

厚年基金及び国年基金が、今般の取扱いについて加入員等に十分周知するよう指導されたいこと。

(2) 地震災害に対する協力依頼関係について

被災者の収容等が可能な保養施設等を保有している厚年基金に対し、被災者救済のための協力をお願いされたいこと。